

反論書

令和2年3月 日

豊橋市長 佐原 光一 様

審査請求人

〒441-1101豊橋市賀茂町字石城寺4番地6

寺本 泰之

(連絡先 090-8458-7575)

審査請求人が提起した審査請求について、処分庁の弁明書(1、豊まち図第18号)の送付を受けましたが、納得できないので、以下のとおり反論します。

はじめに

豊橋市情報公開条例(以下、本条例という)の目的は「市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするところがあり、個人のプライバシーが守られるよう最大限に配慮されるとともに、公開を原則とし、非公開とする情報は必要最小限にとどめるべきである」とし、実施機関には、非公開条例に該当しない限り公開しなければならないことを義務付けている。

また本条例第6条にはその運用について、「実施機関に、当該情報を公開してもよいし、公開しなくてもよいといった意味の判断の裁量を認めたものではない」と明記されている。

本件開示請求を行った「まちなか図書館再開発ビル保留床(土地を含む)購入費に関する(株)愛知県不動産鑑定センター及び(株)桜木不動産コンサルタントの不動産鑑定評価書等資料」は、本市が公金を投入し購入した不動産の鑑定評価資料である。つまり豊橋市民の共有財産の情報である。豊橋市民の「知る権利」を最大限保障するためには非公開は個人の名前等必要最小限にすべきである。

第1 弁明書に対する反論

1、不動産鑑定士の氏名について(弁明書第4、2の(1)ア、イ、ウ、カ、シ及び(2)のア、イ、ウ、エ、オ、シ、スについて)は開示を求めない。

不動産鑑定士の氏名については、本件審査請求書(4の(5))に述べているように印影の開示は求めている。

しかし、本市が依頼した不動産鑑定評価書(発行番号:愛環初第116-659)では

自署ではない不動産鑑定士の氏名は公開されている。本件では自署ではない部分も非公開にしている。情報公開基準が統一されておらず文書公開の認識がバラバラなのは問題である。

本件では、氏名(「自署」は除く)は、(株)愛知県不動産鑑定センター及び(株)桜木不動産コンサルタントのホームページには所属の不動産鑑定士が顔写真付きで紹介されている。どの鑑定士が鑑定したかを公開することによりいかなる不利益が発生するのか疑問である。

2、特定の法人が締結した契約に関する情報及びそれに付随するおそれについて(弁明書第 4、2の(1)エ、オ、キ(イ)、ク、ケ、サ及び(2)カ、キ、ク、ケ、コ、サ(イ)について)

ア、本件開示請求を行った文書は、公金の支出に関わる情報であり、地方自治法においても、公金の支出の不当・違法なものについては、住民監査請求ができる事項となっており、本来、住民監視にさらされなければならない情報である。

特に弁明書第 4、2 の(1)のサでいう工事請負契約書等⑩、⑪、⑫は、他の委託業務や工事入札が公開されているのであるから、まったく 6 条 1 号 2 号には該当しない。公開すべき情報である。

イ、宮城県監査委員は答申第 49 号で次の①、②のように判断している。

①「情報を開示することによって、適正に土地の鑑定・用地買収等の事務が行われていること、公金を適正に支出していることを説明することは、県民の県政に対する信頼を得る上で大きな意義がある」として

「不動産鑑定評価書の「評価対象地、標準画地及び取引事例地の情報のうち所在地の小字以下又は町名の「〇丁目」以下、土地面積及び取引の年を除く月日、評価対象地並びに標準画地の位置図及び評価対象地の公図写し並びに現況写真」を開示すべきである。

②不動産鑑定評価が適切に行われたとの信頼性を担保するためには、採用した取引事例の大まかな地域及び取引時点は、特定の個人が識別されない範囲で開示する必要があるものと考えられることから、所在については大字以上又は町名の「〇丁目」よりも前の部分(例えば、「本町三丁目」という住居表示における「本町」までの部分。以下同じ。)、取引時点のうち「年」について開示することが必要であると考えられる。

ウ、非公開理由が全て「当該法人の内部管理に関する情報である。契約情報は秘匿しているのが一般的であるため、公開されることで事業活動が損なわれる『おそれ』

があると認められる。」と述べるにとどまり、個別的具体的な「おそれ」が述べられていない。法的蓋然性にも触れられていない。不動産鑑定を行った(株)愛知県不動産鑑定センター及び(株)桜木不動産コンサルタントに公開の可否を問うていない。

エ、審査請求書に添付した事実証明書3(判例判例 ID28071907)には次のように述べられている。

「本件鑑定評価書のように行政機関から依頼を受けて作成し行政機関に交付した鑑定書については、特段の取り決めをしない限り、当該行政機関が内部的にはもとより外部的にも法律・条例に従いあるいは社会通念上許容される態様でこれを利用することは、不動産鑑定士も少なくとも黙示的には承諾しているのが通例と思われる。」

「本件鑑定評価書を作成した不動産鑑定士は、被告市が法律・条例に従いあるいは社会通念上許容される態様でこれを利用することを黙示的には了承して本件鑑定書を被告市に交付したと認めるのが相当である。したがって、本件鑑定評価書の開示は、著作者人格権を侵害しない。また、不動産鑑定士は依頼者に対し鑑定評価書を交付する義務があるとされる(同法 39 条1項)から、鑑定評価書の交付を受けた行政機関が鑑定書を開示することにより関係者の秘密情報が第三者の知るところになったとしても、不動産鑑定士は、「正当な理由がなく」秘密を漏らしたのではなく、不動産の鑑定評価に関する法律 38 条(秘密を守る義務:第三十八条 不動産鑑定業者並びにその業務に従事する不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。不動産鑑定業者がその不動産鑑定業を廃止し、又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補がその不動産鑑定業者の業務に従事しなくなった後においても、同様とする、に違反したことはない。よって、本件鑑定評価書を公開することは、不動産鑑定士の事業活動に明らかに不利益を与えるものであって、同書が2号に該当するとの被告らの主張は採用できない。」

オ、国も取引価格の情報提供を推進している。(事実証明書6)

カ、以上ア～オより、弁明書(第 4、2の(1)エ、オ、キ(イ)、ク、ケ、サ及び(2)カ、キ、ク、ケ、コ、サ(イ))における非公開理由は本条例第 6 条 1 号または 2 号の非公開理由に該当せず不当な処分である。

3、一般的に知られたくない情報について(弁明書第 4、2の(1)キ(ア))

非公開情報に関し、情報公開法5条6号は「事務又は事業の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれがあるもの」と規定しているが、右規定の行政解釈(行政改革委員会の平成八年一二月一六日付け「情報公開法要綱案の考え方」)は「行政機関に広範な裁量権を与える趣旨ではない。」「『支障』の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、『おそれ』の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が当然に要求されることとなる。」としており、これより厳格に「著しい支障があると認められる」場合に非公開情報とする旨を規定している。

これらに対応する説明がされていない。

4、小括

弁明書からは、職務上の注意義務を尽くさず非公開とした点を読み取れる。住民の知る権利をいたずらにないがしろにした不当なものであり、看過できない。

速やかに当該文書黒塗り部分を公開すべきである。

5、さらに非公開の不当性について口頭陳述で詳細に述べる、

添付資料

事実証明書5 答申第 49 号(宮城県)

事実証明書6 不動産取引価格の情報提供の充実(国土交通省 報道発表)